

日本技術士会の倫理綱領改訂に関する一考察

A Study of the Revision Process of Code of Ethics for Society of Professional Engineers of Japan

田中 秀和

Hidekazu Tanaka

Summary

The engineering code of ethics is essential code of professional engineers as well as trainees and students of the profession. The code is intended as a standard for teaching and practicing the ethical and professional obligations of engineers. This report introduces a study of the revision process of the code of ethics for society of professional engineers of Japan.

キーワード：プロフェッショナルエンジニア、技術士、倫理綱領、改訂

Keywords : Professional Engineer, Professional Engineer of Japan, Code of Ethics, Revision

1. はじめに

日本技術士会は倫理綱領を技術士業務倫理要綱という名称で、比較的短い綱領（要綱）として1961年に定めている。1999年には、それを技術士倫理要綱として改訂した。要綱の改訂後に、日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education, JABEE）が設置され、国際的に通用する技術者教育を認定する仕組みと制度を整備した¹⁵⁾。

また技術士を国際的に通用する技術者資格として整備するために、2000年の技術士法の改正がなされた。そこでは、公益確保の責務（第45条の2）および資質向上の責務（第47条の2）が明示された。JABEEの設置や技術士法の改正に合わせた形で倫理要綱も改訂すべきであるという意見が多く寄せられていた。

2007年頃から、その倫理綱領である技術士倫理要綱の改訂に関する動きが見え始めた。改訂作業が進むように見受けられたが、その年の5月の理事会では承認されず、そのまま廃案となった⁶⁾。

そこで仕切らなとして、倫理委員会では、改めて倫理要綱の改訂の必要性からはじめて、基本的な考え方、その改訂の方向性等について倫理委員会内にワーキンググループを立ち上げた。またその成果を受けて、具

体的な検討のための小委員会を設置し、さらに検討を進めることになった。^{3,4)} その最中の2009年に、国際エンジニアリング連合(International Engineering Alliance, IEA)¹⁴⁾の京都会議の際にCode of Conductの採択という新たな制約条件が現れ、それに準拠することも踏まえて倫理綱領の検討を進めることになった。

あらためて2010年に倫理委員会案をまとめ、ホームページ上に提示され、パブリックコメントが求められた。さらに、数か月にわたり、中部支部を含め全国の支部に倫理委員長が出向き説明会および意見交換会を開催したことは特筆に値する。それらを参考に最終案をまとめ、2011年3月理事会の承認を得て、改訂に至った^{9,13)}。筆者は多様な側面からかかわってきたことからこの改訂の経緯や経過の議論等について報告したい。

2. プロフェッショナルエンジニアと倫理綱領

技術専門職を意味する「プロフェッショナルエンジニア (Professional Engineer, 以下 PE と略す)」はもともと米国で生まれた。米国にはエンジニアに対しては、PEを規定する法があり、州毎に制定されている。そして米国には、その全州にわたって現在約50万人を越えるPEがいるといわれている。

* 情報学部情報システム学科

PE という職務タイトルの名称独占と、PE としてのエンジニアリングサービスを提供する権利が与えられている。特に公共性の高い業務に関しては PE の免許を持っていないと技術業に従事することができない。いわゆる業務独占があるところに大きな特徴がある。

米国の各州に PE を組織する専門職団体は組織されているが、NSPE(National Society of Professional Engineers) という米国全州にわたる専門職団体がある(1934 年設立)。その NSPE では、NSPE 倫理綱領(Code of Ethics)を 1946 年に(案の提示は 1935 年からされていたが)、技術者のあるべき姿としての崇高な内容に富む倫理規範を定めている。現在の NSPE の倫理綱領¹³⁾には、前文、基本的規範、実務の原則、専門職の責務から構成され、前文にはじまり基本的な倫理的規範から具体的な行動原則に至るまで、PE が技術専門職として自律的に行動するための規範までを定めている。さらにそのサポート活動を組織的にまた積極的に行っている。

NSPE を代表とする技術者協会の歴史によると、技術者協会に倫理綱領の制定する目的のその第 1 段階は、依頼者・雇用者への忠誠、同業者への配慮、公衆への技術の啓蒙が主な内容となっている。第 2 段階として、技術が社会に及ぼす影響が多様であることから、公衆の安全、健康、福利への配慮が取り入れられた。第 3 段階に至ると、優先すべき順位が大きく揺れ動いた。技術あるいは技術者がもたらす重大な事件が頻発し、技術を提供する直接の相手である依頼者・雇用者への配慮、あるいは同業者への配慮よりも、公衆と呼ばれる一般市民に対する配慮が優先すべきであるという時代にさしかかったのである。技術者の倫理綱領は公衆の安全、健康、福利を最優先にするということを確認し、謳うようになった。第 4 段階では環境そして持続可能性の原則にと、空間の広がりや拡大だけでなく、時間の広がりへと展開している。

NSPE の倫理綱領は必要の都度見直しがかけており、これまでもかなりの回数更新されている。2007 年に改定されたものが、現在最新のものである。

3. 日本技術士会の倫理綱領

日本においても、技術士法の制定(1957 年)を受け、それまで任意団体であった日本技術士会(1951 年設立)が法の裏付けを得た専門職団体となり、「技術士」という職務タイトルが PE に相当する資格となった。ただし、日本技術士会においては技術士の英語名称を当初は PE でなく CE(コンサルティングエンジニア)としていた。2000 年の技術士法の改正を機会に、日本技術士会はそれまでの呼称 CE を PE に変更した。しかしながら、あく

まで「技術士」という名称のみが名称独占のものとして定義されている。技術士には、エンジニアリングサービスを提供する業務独占の特権は認められていない。

表 1 技術士業務倫理要綱

| 技術士業務倫理要綱 (昭和 36 年 3 月 14 日理事会決定) | |
|---|--|
| 技術士は、その使命、社会的地位及び職責を自覚し、技術士業務倫理要綱の実践に努めなければならない。 | |
| 品位の保持 | |
| 1 | 技術士は、たえず技術の向上と品位の保持に努め、つねに技術的確信を持って業務にあたるとともに、強い責任感をもって、職務完遂を期さなければならない。 |
| 専門技術の権威 | |
| 2 | 技術士は、つねに、技術的良心に基づいて行動し、自己の専門外の業務を引受けたり、確信のない業務にたずさわってはならない。 |
| 身分の中立性 | |
| 3 | 技術士は、自己の技術士業務に関連ある他の事業(技術士業務を主たる事業とするものを除く)の経営にあたり、または雇用されてはならない。 |
| 4 | 技術士は、受託した技術士業務に関して依頼者が支払う技術士報酬以外に、商業上のコミュニケーション、贈与、その他これに類する一切のものを受けてはならない。 |
| 明確なる契約 | |
| 5 | 技術士が、業務を引き受けるときは、依頼者との間に明確な契約を行い、しるのちに業務に着手し、職務遂行上、依頼者との間に紛糾を生ずることがないようにしなければならない。 |
| 秘密の保持 | |
| 6 | 技術士は、つねに依頼者の正常な利益を養護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また盗用してはならない。 |
| 不当競争 | |
| 7 | 技術士は同業者の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことをしてはならない。 |
| 8 | 技術者、報酬の不当な引下げなどによって同業者と業務の引受を争ってはならない。 |
| 広告の制限 | |
| 9 | 技術士は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、広告してはならない。また誇大にわたる広告をしてはならない。 |
| 他の専門技術者との協力 | |
| 10 | 技術士は、依頼者の利益に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努めなければならない。 |
| 附 則 | |
| 身分の中立性については、3の条文にかかわらず、当分の間、次の暫定措置を認めることとする。技術士が自己の技術士業務に関連ある他の事業の経営者または被用者である場合には、あらかじめ依頼者に、その旨を通報しなければならない。 | |

3.1 技術士業務倫理要綱の制定

1961 年に日本技術士会は倫理綱領を定めている。

それは技術士業務倫理要綱という名称で、比較的短い綱領（要綱）になっている。それを表1に示す。

技術者協会が倫理綱領を定めていくのは米国の技術者協会の歴史によるところが多い。

その第1段階は、依頼者・雇用者への忠誠、同業者への配慮、公衆への技術の啓蒙が主な内容となっており、第2段階として、技術が社会に及ぼす影響が多様であることから、公衆の安全、健康、福利への配慮が取り入れられ、NSPEが倫理綱領を定めたのがこの段階においてである。表1の技術士の業務倫理要綱は、この第2段階のものといえよう。

3.2 技術者資格の国際的整合性確保

1999年には、日本において、国際的に通用する技術者教育を認定する仕組みと制度を整備し、日本技術者教育認定機構（JABEE）を設置した。JABEEは国際的に通用する技術者の育成、それに必要な教育の質保証などの社会的ニーズを背景に、高等教育機関の技術者教育プログラムの審査・認定を行う民間団体として設立された。JABEEは理工農系の技術分野を代表する専門学協会、日本技術士会および企業等団体を会員として運営され、それらの技術者により認定・審査が実施されるようになった。

また技術士を国際的に通用する技術者資格として整備するために、技術士法の改正（2000年）がなされた。

そこでは、試験制度の改善、技術士等の資格に関する特例のほかに、技術士等の公益確保の責務が明示された。

技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならないこと（第45条の2）、また技術士の資質向上の責務として、技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない（第47条の2）と明示された。

JABEEの設置や技術士法の改正に連動するように、技術士倫理要綱も改訂されるべきであるという気運が高まり、改訂の後押しとなったと判断される。

3.3 業務倫理要綱から倫理要綱への改訂

米国の技術者協会の倫理綱領の歴史において、倫理綱領の第3段階に至ると、技術の優先すべき綱領が大きく揺れ動いた。技術あるいは技術者がもたらす重大な事件が頻発し、技術を提供する直接の相手である依頼者・雇用者への配慮、あるいは同業者への配慮よりも、公衆と呼ばれる一般市民に対する配慮が優先すべきであるという時代にさしかかったのである。

技術者の倫理綱領は公衆の安全、健康、福利を最優先に（paramount）にするということを明確に謳うようになった。

また、日本技術士会の技術士倫理要綱においても、1999年に表2のような内容に改定された。この綱領の特徴的なところは、第3段階にあった米国の倫理綱領の流れと呼応するように、公衆の安全、健康、福利を最優先（を念頭に置く）という文言が前文の中で明確に宣言されていることである。

表2 技術士倫理要綱

| 技術士倫理要綱（平成11年3月9日理事会改訂） | |
|---|--|
| 技術士は、公衆の安全、健康および福利の最優先を念頭に置き、その使命、社会的地位、および職責を自覚し、日頃から専門技術の研鑽に励み、つねに中立・公正を心掛け、選ばれた専門技術者としての自負を持ち、本要綱の実践に努め行動する。 | |
| （品位の保持） | |
| 1. 技術士は、つねに品位の保持に努め、強い責任感をもって、職務完遂を期する。 | |
| （専門技術の権威） | |
| 2. 技術士は、つねに専門技術の向上に努め、技術的良心に基づいて行動する。また、自己の専門外の業務あるいは確信のない業務にはたずさわらない。 | |
| （中立公正の堅持） | |
| 3. 技術士は、その業務を行うについて、中立公正を堅持する。 | |
| （業務の報酬） | |
| 4. 技術士は、その業務に対する報酬以外に、利害関係のある第三者から、不当な手数料、贈与、その他これらに類するものを受け取らない。 | |
| （明確な契約） | |
| 5. 技術士は、業務を受けるにあたり、事前に相手方に自己の立場、業務の範囲などを明確に表明して契約を締結し、当該業務遂行上両者間で紛争が生じないように努める。 | |
| （秘密の保持） | |
| 6. 技術士は、つねにその業務にかかる正当な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、または盗用しない。 | |
| （公正、自由な競争） | |
| 7. 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。 | |
| （相互の信頼） | |
| 8. 技術士は、相互に信頼し合い、相手の立場を尊重し、いやしくも他の技術士の名譽を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことはしない。 | |
| （広告の制限） | |
| 9. 技術士は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、誇大な広告はしない。 | |
| （他の専門家等との協力） | |
| 10. 技術士は、その業務に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努める。 | |

倫理綱領の次の段階は1980年代以降、地球環境問題

が大きな課題として登場してきたことによる技術者の意識の変化である。

環境問題は、1985年以降グローバル化し、人間以外の自然、未来世代、開発途上国の人々にまで倫理の対象が拡大した。これは、他の社会的な運動にも見られるように、社会的弱者の基本的な権利への配慮として認められたこととつながっている。

これを受け、主要な技術者協会は倫理綱領を改定した。例えば、米国の土木技術者協会であるASCEの倫理綱領の場合、環境への配慮、持続可能な発展をいち早く取り入れている。

このように技術者がその技術的な営為を施す対象、言替れば倫理綱領に盛り込むべき配慮対象は、第1段階では依頼者と同業者、第2段階では公衆、第3段階では公衆への配慮が最優先に、そして現在のものとなる第4段階では環境そして持続可能性の原則にと、空間の広がりが増大してきたことに加えて、時間の広がりへと展開してきている。表2の倫理要綱には、環境への配慮とか持続可能性というキーワードはまだ登場していない。

3.4 技術士プロフェッション宣言

2007年頃から、日本技術士会の倫理綱領である技術士倫理要綱の改訂に関する動きが始まる。まず2007年1月には、表3に示すような、技術士プロフェッション宣言が会誌である月刊「技術士」に発表された。

表3 技術士プロフェッション宣言

| 技術士プロフェッション宣言(平成19年1月1日) |
|---|
| われわれ技術士は、国家資格を有するプロフェッションにふさわしい者として、一人ひとりがここに定めた行動原則を守るとともに、社団法人日本技術士会に所属し、互いに協力して資質の保持・向上を図り、自律的な規範に従う。これにより、社会からの信頼を高め、産業の健全な発展ならびに人々の幸せな生活の実現のために、貢献することを宣言する。 |
| <p>技術士の行動原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高度な専門技術者にふさわしい知識と能力を持ち、技術進歩に応じてたえずこれを向上させ、自らの技術に対して責任を持つ。 2. 顧客の業務内容、品質などに関する要求内容について、課せられた守秘義務を順守しつつ、業務に誠実に取り組み、顧客に対して責任を持つ。 3. 業務遂行にあたりそれが社会や環境に与える影響を十分に考慮し、これに適切に対処し、人々の安全、福祉などの公益をそこうことのないよう、社会に対して責任を持つ。 |
| <p>技術士プロフェッション宣言においてプロフェッションの概念は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 教育と経験により培われた高度の専門知識及びその応用能力を持つ 2) 厳格な職業倫理を備える 3) 広い視野で公益を確保する 4) 職業資格を持ち、その職能を発揮できる専門職団体に所属する |

日本における技術者や技術者協会は、米国の技術者や技術者協会のものと同じではない。特に「プロフェッショナルエンジニア」あるいは「PE」という技術専門職を意味するキーワードについては、歴史的、文化的、政治的な経緯が異なり、その持つ意味は大きく違っている。そのため日本技術士会の倫理綱領の制定の位置づけとか内容について考える際にも、その視点を忘れてはならない。

特徴的な視点としては、技術士プロフェッション宣言においては、環境への配慮という文言が組み込まれはじめている点である。

NSPEの倫理綱領では、本文には環境への配慮とか持続可能性に関連する文言は表れていない。しかしながら、2007年の改定で持続可能な発展(sustainable development)に対するフットノートが入ってきており、本格的に技術者の倫理綱領で謳う時代にさしかかっているともみることができる。

3.5 倫理要綱の改訂

技術士プロフェッション宣言が月刊「技術士」に発表されたことに呼応するかのよう、技術士倫理要綱の改訂案(倫理委員会案)として、表4のような変更案が提示された。

この案は、日本技術士会のホームページ上で、パブリックコメントが求められ、意見もかなりの数に上り、合意形成の作業を経て、この案に基づく改訂作業が進むように見受けられたが、この案はそのまま棚上げになってしまい、その年の5月の理事会では審議が十分尽くされていなくて、承認はされないまま、そのまま廃案となった。

そこで、その案を提案した倫理委員会では、改めて倫理要綱の改訂の必要性からはじめて、基本的な考え方、その改訂の方向性等について倫理委員会内にワーキンググループを立ち上げた。またその成果を受けて、具体的な検討のための小委員会を設置しさらに検討を進めることになった。技術士倫理要綱の改訂に関する作業は当初の思惑から外れて頓挫した形となり、そして、基本的なところからの見直し作業が進められることになった。

2008年度から日本技術士会において、倫理綱領の改訂を見据えての討論会が開催された。その討論会は日本技術士会の常設委員会である倫理委員会の下部委員会である技術士倫理小委員会と日本技術士会のプロジェクトチームである技術者倫理研究会との共催であり、2ヶ月に1度の割合で定期的開催され、筆者は、その討論会に当初から参加した。

表4 技術士倫理要綱(変更案)

| 技術士倫理要綱(変更案、平成 19 年 1 月 16 日倫理委員会案) |
|---|
| <p>技術士は、専門の応用能力に裏付けされた技術を提供することにより、わが国の科学技術の発展に努め、公衆の安全、健康および福利の向上ならびに環境の保全に寄与する。この使命を全うするために、つねに職責を自覚し、技術の研鑽に励み、誠実・公正な行動を心掛け、法令および本要綱を遵守する。</p> <p>(品位の保持)</p> <p>1. 技術士は、知識と経験を活かし、公衆の安全、健康、福利の向上および環境保全を最優先におき、社会人としての品位の保持と専門職技術者としての強い責任感を持って誠実に職務を完遂する。</p> <p>(専門技術の向上)</p> <p>2. 技術士は、つねに自己の能力向上に努め、良心に基づいて行動する。また、業務に必要であると判断したときには、進んで得他の専門技術者と協力することに努める。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>3. 技術士は、つねにその業務にかかる正当な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または盗用してはならない。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>4. 技術士は、公衆の安全と環境保全などにかかる情報については、所属する組織等に速やかに公開するように働きかける。</p> <p>(公正な立場の堅持)</p> <p>5. 技術士は、社会や公衆に対し、つねに公正で、誠実な態度で接することに努める。また、専門職業の遂行にあたっては、公平かつ真摯に個人の自由や人格を尊重し、他者の知的成果を適正に評価しなければならない。</p> <p>(明確な契約)</p> <p>6. 技術士は、業務を受けるにあたり、相手に対し事前に自己の立場、業務の範囲、双方の権利と業務、報酬、知的所有権の有無およびその取扱いなどを明確にして契約を締結し、業務遂行上両者間に紛争が生じないように努める。</p> <p>(説明責任)</p> <p>7. 技術士は、専門職業の遂行にあたり、その目的・方法・成果等について、説明する責任がある。特に専門家でない第三者に対しては、相手の立場に立つて分かりやすく説明する。</p> <p>(独立性の堅持)</p> <p>8. 技術士は、職務上の助言あるいは判断を下すとき、いかなる場合においても独立性を堅持する。利害関係のある第三者あるいは組織の影響を受けてはならない。</p> <p>(人材育成)</p> <p>9. 技術士は、専門職技術者として、人種・宗教・性別・年齢に拘らず、他の専門家等と協力して技術者の専門能力を向上させるための支援をし、広く社会において信頼される人材の育成に努める。</p> <p>(国際社会における信頼)</p> <p>10. 技術士は、選ばれた専門職技術者であることを自負し、国際的な相互理解と交流を深める。また、総合的な視野に立って国際社会の信頼を得るように努める。</p> |

ここでは、単なる倫理綱領の改定作業に着手すると

いうのではなく、まず基本に立ち返り、技術者にとって倫理綱領とは何か、何のために改訂するのか、何を目指すのか等について、いま一度原理原則に戻って議論をするというスタンスを取った。例えば、まず、「倫理要綱改定に関する意見」をメインテーマに「技術者倫理を歴史に学ぶ：技術者協会とその倫理綱領」を筆者が補足し、倫理綱領の改定に関して意見交換を行った。次いで「倫理規定の仕組みを考え、倫理要綱のまとめ方を探る」討論会が開催された。このように、倫理綱領の前文からはじめて原理原則についてじっくり考えていくことになった。^{3,4,6)}

3.6 IEA Code of Conduct の採択

ちょうどそのほぼ同じ時期に IEA (国際エンジニアリング連合)の動きが注目されるようになった。

IEAは国際的に通用する技術者資格の認定機関である、APEC エンジニア (Asia Pacific Economic Cooperation Engineer)、EMF 国際エンジニア (Engineers Mobility Forum, International Professional Engineer)、ETMF (Engineering Technologists Mobility Forum) の認定団体、および国際的に通用する技術者教育の認定機関を代表するワシントン協定 (Washington Accord)、シドニー協定 (Sidney Accord)、ダブリン協定 (Dublin Accord) の親団体 (傘団体) として存在するもので、国際的に通用する技術者資格と技術者教育について定期的に会合を開いている。

なお、日本技術士会は APEC エンジニアの枠組みにも、EMF 国際エンジニアの枠組みにも加盟する日本の国を代表する民間団体であり、また、JABEE はワシントン協定に加盟が認められた、日本を代表する技術者教育認定の民間機関である。

2008 年の IEM (IEA のミーティング、IEM は偶数年に開催されるもので、奇数年には IEA の正式会合が開催される) ワークショップで、IEA として倫理的な行動規範の枠組み (倫理綱領のガイドライン) を検討するワーキンググループが作られた。

この案は、2009 年 6 月に京都で開かれた会合 (正式会合) において、IEA Code of Conduct として提案され、APEC エンジニア、EMF の各調整委員会において採択された。表 5 にその概要を示す。

その結果、各エコノミーの国際エンジニア登録機関は、それぞれの所属団体の倫理綱領を、この IEA Code of Conduct の条項を遵守することが要件となった。当然日本技術士会の倫理綱領の改訂に当たっては、IEA Code of Conduct に適合させることが求められることになった。

Code of Conduct の採択という新たな制約条件が現れ、それに準拠することも踏まえて検討を進めなければな

らなくなったということである。

表5 IEA Code of Conduct

| |
|--|
| IEA Code of Conduct: Guidance on Codes of Conduct Report of the IEA Working Group (10 February 2009) EMF Schedule 8 – Article 3.4 |
| EMF 定款の倫理規範に関する改正条項 |
| (e) That the code of ethical conduct applicable to international registrants through their national code of conduct should include clauses requiring that, when undertaking engineering activities, engineers/technologists shall: (e) 国際的に登録されたエンジニア/テクノロジストの倫理的な行動規範は、該当者が属する国(エコノミー)の倫理規範を順守することを通じて行われる。その規範の内容は、その業務遂行にあたり、以下の事項を順守する条項を含むものとする。 |
| 1) not misrepresent their educational qualifications or professional titles 自身の学歴及び技術者資格を詐称しない。 |
| 2) accept appropriate responsibility for their work and that carried out under their supervision 自身の行った業務及び自分の指導の下で行われた業務について、応分の責任を負う。 |
| 3) ensure that they only undertake tasks for which they are competent 確実に自分の力量が及ぶ範囲の業務だけを行う。 |
| 4) respect the personal rights of people with whom they work and the legal and cultural values of the societies in which they carry out assignments ともに働く人の人権、並びに業務を遂行する場所の法令及び文化的価値を尊重する。 |
| 5) avoid conflicts of interest, observe proper duties of confidentiality, not accept or give inducements, and consider the public interest 利益相反を避け、守秘義務をまもり、正当な報酬以外の金品の授受を行わず、及び公益を考慮する。 |
| And must take reasonable steps to:また、次の事項に適切に取り組みなければならない。 |
| 1) maintain their relevant competences at the necessary level 自身の専門分野に関わる力量の必要とされる水準を維持する。 |
| 2) provide impartial analysis and judgement to employers 雇用(依頼)主に対し公正な分析と判断の結果を提供する。 |
| 3) prevent avoidable danger to health and safety (公衆の)健康と安全に対して危害が及ばないようにする。 |
| 4) minimise foreseeable and avoidable impacts on the environment and be prepared to contribute to public debate on matters of technical understanding in fields in which they are competent to comment 予見し得る、避けることができる環境へのインパクトを可能な限り最小にする。また技術の理解に関する論争に際しては、専門家としての意見を発表する等、寄与する。 |

3.7 倫理要綱から倫理綱領へ

日本技術士会では、2010年に倫理委員会案をまとめ、ホームページ上に提示され、あらためて、パブリックコメントが求められた。さらに、数か月にわたり、中部支部を含め全国の支部に倫理委員長が外向き説明会および意見交換会を開催したことは特筆に値する。それらを参考に最終案をまとめ、2011年3月理事会の承認を得て、改訂に至った。^{9,13)}

倫理綱領は主として前文と本文において、基本的な綱領が述べられる。さらに、抽象的になりがちな綱領に対してより具体的な行動規範が備えられることが多い。技術者協会によっては基本的な綱領だけに留まることも多いが、最近では具体的な行動規範を定めることも多くなってきている。

改訂された倫理綱領は、前文、基本綱領および綱領の解説といった3部構成となっている。これまでは基本綱領までであったが、新たに「綱領の解説」を追加し、具体的な行動の指針までプレークダウンする試みを進めている。そして「要綱」から「綱領」に展開した。

表6にその前文と基本綱領を示す。ここでは、「綱領の解説」については分量が多いので引用は省略した。参考文献(ホームページ)を参照されたい。

その中で倫理綱領の前文の持つ意味や内容は、次のように考えられる。倫理綱領の本文あるいは具体的な行動規範において「何が定められている」のか、「目的は何か」が簡潔に述べられる。専門職が守るべき倫理綱領の中でも、とりわけ「より基本的な規範」、「より普遍的な規範」に限定される。専門職の「信条」や「宣言」が述べられるケースもある。

技術士として、その本務である科学技術の位置づけについてまず謳うことが重要であり、さらに、技術には正の面も負の面もあるという認識を持つべきであることを盛り込むべきである。

3.8 技術者倫理事例集の発行

2012年に、技術者倫理に関心を寄せている技術士が過去の事件事故を取り上げたり、オリジナルな事例として創作したりして、丸善出版から事例集「技術者倫理 日本の事例と考察 問題点と判断基準を探る」を発行している。

2013年になって、改訂された倫理綱領の3部構成に加えて、倫理綱領の内容を具体的な事例に即して倫理的なふるまいや行動として発揮することができるような事例集「技術士倫理綱領の理解を深める技術者倫理事例集」を発行している。改訂された倫理綱領の内容をもとにしてあらためて事例を編集しなおしている点が注目される。

両者ともに倫理綱領における重視すべき7つの原則と9つの義務を取り上げている。2001年に遡るが、日本技術士会では、「科学技術に係るモラルに関する調査」を実施し、その倫理綱領において重視する価値基準として、公衆優先原則、持続性原則、有能性原則、真実性原則、誠実性原則、正直性原則そして専門職原則の7原則を抽出した。さらに、注意義務、規範遵守

義務、環境配慮義務、継続学習義務、情報開示義務、忠実義務、守秘義務、自己規制義務そして協同義務の9つの義務を抽出し、それらを整序して「モラル要素の整序」という考え方を提唱している¹⁾。

表6 技術士倫理綱領(2011年に改訂されたもの)

| | |
|--|--|
| 技術士倫理綱領 | |
| 昭和36年3月14日理事会制定、平成11年3月9日理事会変更承認、平成23年3月17日理事会変更承認 | |
| 【前文】 | |
| 技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。 | |
| 技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。 | |
| 【基本綱領】 | |
| (公衆の利益の優先) | |
| 1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。 | |
| (持続可能性の確保) | |
| 2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。 | |
| (有能性の重視) | |
| 3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。 | |
| (真実性の確保) | |
| 4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。 | |
| (公正かつ誠実な履行) | |
| 5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。 | |
| (秘密の保持) | |
| 6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。 | |
| (信用の保持) | |
| 7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。 | |
| (相互の協力) | |
| 8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。 | |
| (法規の遵守等) | |
| 9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。 | |
| (継続研鑽) | |
| 10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。 | |

今回の事例集にもその考え方は踏襲されているのは当然であろう。

改訂前の倫理要綱には、7つの原則のうち、公衆優先原則即ち、公衆の安全、健康、福利の「最優先を念頭に置く」という文言が前文の中に記載されていたのだが、これを第1条に「最優先に考慮する」として置いた。「公衆の安全、健康および福利の最優先」という文言を「科学技術の発展に努める」よりも先に掲げるべきであるという考えも重要で、そこにおいて、「最優先を念頭に置く」という表現もこれまでの倫理要綱において使用されてきた表現ではあるが、「最優先に考え」に改め、より重みを持たせている。

さらに新たに、持続性原則を第2条に置いた。

3.9 7つの原則と9つの義務と倫理綱領

倫理綱領の条文と7つの原則と9つの義務との関連性をマトリックス状に配置して倫理綱領の考え方を示している。表7にその関連性を示す。

ここでは、表を分かりやすくするために、7つの原則を各々、公衆優先原則(公衆)、持続性原則(持続)、有能性原則(有能)、真実性原則(真実)、誠実性原則(誠実)、正直性原則(正直)そして専門職原則(専門)と略記した。

また9つの義務を各々、注意義務(注意)、規範遵守義務(規範)、環境配慮義務(環境)、継続学習義務(継続)、情報開示義務(情報)、忠実義務(忠実)、守秘義務(守秘)、自己規制義務(自己)そして協同義務(協同)とした。

表7 技術士倫理綱領と7原則9義務との関連性

| 条 | 原則 | 義務 | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 注意 | 環境 | 情報 | 忠実 | 守秘 | 自己 | 協同 | 規範 | 継続 |
| 1 | 公衆 | ◎ | ○ | △ | △ | | | | ○ | △ |
| 2 | 持続 | △ | ◎ | △ | | | | | △ | |
| 3 | 有能 | ◎ | | | △ | | | | ○ | ◎ |
| 4 | 真実 | ○ | | ◎ | | | △ | △ | △ | ◎ |
| 5 | 誠実 | ◎ | | ○ | ◎ | | | △ | △ | |
| 6 | | | | | △ | ◎ | △ | | ○ | |
| 7 | 正直 | | | | | | ◎ | ○ | ○ | △ |
| 8 | 専門 | △ | | | | | | ◎ | | |
| 9 | | △ | ○ | △ | | ○ | | | ◎ | △ |
| 10 | | | △ | | | | | △ | △ | ◎ |

◎強い関連性がある、○関連性がある、△やや関連性がある。

その考え方は技術士のための技術者倫理研修の標準テキストである、2003年の「技術士の倫理」および2010年の改訂新版「技術士の倫理」にも継承されている⁸⁾。

4 むすび

技術者のための倫理綱領は、技術者と技術者協会のプロフェッションを確立するために最も重要な規範である。最も普遍的な、基本的なものである、その規範の制定や改定は大所高所からの取組み、そして慎重な取組みが望まれる。

倫理綱領は、慎重に作成し効果的に運用していけば、専門職意識の高揚や市民との価値共有の強力な手段となりうる。

倫理綱領が技術者にとって、あるいは社会にとってどのような存在であるべきかについての議論については常になされるべきである。そのためには、技術士のみならず広く市民に対して意見を求め、その内容を議論し、見直すべきところは見直し、そのコンセンサスを取ることが必要である。

また、定期的に見直し、改善するサイクルをシステムとして保証することが倫理綱領の市民と技術者との合意形成に向けて重要になると判断する。

この報告では日本技術士会の倫理綱領の改訂の経緯を紹介した。この報告が今後の日本技術士会の技術士倫理綱領の遵守、共通理解、またさらなる改訂において有意義なものとなれば幸いである。

参考文献

- 1) 日本技術士会：科学技術に係るモラルに関する調査報告書、(科学技術振興調整費調査研究)、2001.
- 2) 金光秀和：技術者倫理の展望—その歴史的背景と今後、情報知識学会誌、16 巻、3 号、2006, pp. 24-38.
- 3) 田中秀和：技術士の倫理綱領は市民と技術士で合意すべきでは、技術士、19 巻、2007, 9 号, pp. 4-7.
- 4) 田中秀和：技術倫理の社会共有を目指して—倫理綱領を考える、技術倫理と社会、3 号、2008, pp. 12-15.
- 5) 青山芳之、江平英雄、小野寺文昭、杉本泰治、竹内勝信、田中秀和、橋本英樹、橋本義平：技術者倫理の全体像を探る、技術士、20 巻、2008, 10 号, pp. 68-77.
- 6) 田中秀和、日本技術士会の倫理綱領に関する一考察、大同工業大学紀要、44 巻、2008, pp. 161-169.
- 7) 杉本泰治、田中秀和、橋本義平：技術者倫理（法と倫理のガイドライン）、丸善、2009.
- 8) 杉本泰治、村田捻尚、田中秀和、桑江良明、橋本義平 / 日本技術士会倫理委員会編：科学技術と国民生活の安全をになう 技術士の倫理(改訂新版)、日本技術士会、2010.
- 9) 水野正勝：改定技術士倫理綱領について、技術士、23 巻、2011, 5 号, pp. 4-7.
- 10) 日本技術士会監修：技術者倫理 日本の事例と考察

問題点と判断基準を探る、丸善出版、2012.

11) 日本技術士会：技術士倫理綱領の理解を深める技術者倫理事例集、日本技術士会、2013.

参考ホームページ

12) NSPE の倫理綱領

<http://www.nspe.org/Ethics/index.html>

13) 日本技術士会の倫理綱領

<http://www.engineer.or.jp/cmtee/rinri/02-1-2001.pdf>

14) 国際エンジニアリング連合 (IEA)

<http://www.washingtonaccord.org/>

15) 日本技術者教育認定機構 (JABEE)

<http://www.jabee.org/>